

第4章

「障害者による文化芸術活動
の推進に関する法律」
に基づく『大阪計画』

〈めざすべき姿〉

障がいのある人もない人も、ともにいのち輝ける共生社会の実現に向け、
文化芸術活動を推進する。

1 計画の策定について

(1) はじめに

- 文化芸術を創造し、享受することは、人々の生まれながらの権利であり、障がいの有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものです。
- 暮らしが多様化してくる中で、障がいのある人が豊かで質の高い生活を送るためには、学習や就労の機会だけではなく、文化芸術の活動においても、個々人の技能や感性を生かせる場を充実させていくことが大切です。
- 加えて、文化芸術の持つ多様な人々をつなぐ力や、障がいのある人の個性や能力を引き出し、自らを信じて主体的に活動する状態を生み出す力は、一人一人の多様な幸せであり、社会全体の幸せでもあるウェルビーイング（Well-being）の理念、障がいの有無にかかわらない魅力ある持続可能な社会の実現にも資するものであり、障がいのある人の文化芸術の推進は重要な意義を有します。
- 障がいのある人の文化芸術活動の推進は、社会参加や自立を促進するだけでなく、共生社会の実現に向け、障がいのある人への理解を深めるためにも非常に重要です。
- 大阪府がこれまで行ってきた障がいのある人の文化芸術活動の推進に向けた取組みをさらに発展させ、障がいのある人が、主体的に活動できる環境づくりを進めるため、本計画を策定します。

(2) 計画策定の背景

- 平成30年6月、国において、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下、「法」という。）」が施行されました。同法は、障害者基本法及び文化芸術基本法の基本的な理念にのっとり、障がいのある人による芸術文化活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、芸術文化活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としており、11項目の基本的施策が策定されました。

- 平成 31 年 3 月には、同法に基づき、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国において、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）」が策定され、令和 5 年 3 月にその第 2 期計画が示されました。
- 第 2 期計画では、『第 1 期の基本計画期間において障害者による文化芸術活動は着実に進んでいるものの、障害者が文化芸術を創造し享受するためには、依然として活動の際に生じる制限や障壁、文化・福祉・教育等関連分野の縦割り、障害者本人に十分な支援や情報が届かない、本人の意思が尊重されない、などの様々な課題もある。』と記されています。
- とりわけ、関係者の連携協力や人材育成について、第 1 期計画に加え、『支援センターと行政の文化担当部署や福祉担当部署、中間支援団体との連携』や、『中間支援団体、企業、助成団体等とのネットワークづくり』など、他機関との連携の重要性と、『専門家の活用や連携、大学や中間支援団体等』などの人材育成の必要性について触れられています。
- また、情報へのアクセシビリティを保障するため、令和 4 年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(令和 4 年法律第 50 号)」が制定され、令和 3 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)」の改正され、令和 6 年 4 月から、事業者に対する合理的配慮の提供を義務付けられました。
- 大阪府の本計画については、これらの法や国の基本計画等の趣旨を踏まえ、総合的、複合的に施策を推進していきます。

(3) 計画策定の趣旨・位置づけ

- 法において、国と地方公共団体が講ずるべき施策が策定され、地方公共団体においては、基本的施策 11 項目のうち 10 項目について実施すること、また、同法第 8 条第 1 項において、国が策定した基本計画を勘案し、当該都道府県における障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する計画策定に努めることとされました。
- そして、地方公共団体の計画策定にあたっては、法の基本理念にのっとり、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することが定められています。

- また、大阪府障がい者施策推進協議会文化芸術部会においては、前述した障がい福祉と文化芸術の双方の連携と、多様な立場からの対話や熟議の必要性が意見として挙げられています。
- これらにより、大阪府においては、障がいのある人の文化芸術活動の推進における現行の取組みや今後の取組みについて、障がいのある人の個性と能力の発揮及び主体的に活動できる環境づくりの推進を目的とし、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第5次大阪府障がい者計画において、法第8条第1項の規定に基づき、本計画を地方自治体が策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」として位置付けることとしました。
- なお、第5次大阪府障がい者計画の策定の背景、基本理念などは、本計画においても共通するものであることから、本計画においてもそれらを踏襲することとします。
- また、第5次大阪府障がい者計画では、「生活場面」ごとに各分野の施策の方向性を記載しておりますが、文化芸術活動については、本計画において、「文化芸術活動推進」に焦点を当ててまとめております。

(4) 計画の性格

- 前述のとおり、法は、障害者基本法及び文化芸術基本法の基本的な理念にのっとり、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として制定されました。国は、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策、その他必要な事項を基本計画として定めています。
- 障害者基本法に基づく国の「障害者基本計画（第5次）」では、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めています。
- 一方、文化芸術基本法では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく」文化芸術の機会を享受することが基本理念としてうたわれており、国の文化芸術推進基本計画（第1期）では、全ての国民があらゆる地域で

容易に文化芸術活動に触れられ、表現活動が活発に行われるような環境を整備することが方針として示されました。

- 本計画は、障害者基本計画及び文化芸術基本計画における基本理念や方針を踏まえ作成するものです。また、本計画の実現に向けた取組みを進めることは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の趣旨にも適うものである必要があります。

(5) 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

- 昨今の様々な技術革新等により、迅速かつ短期的に社会状況は変化しています。また、新しい文化が次々と創出され、障がいのある人による文化芸術活動に対する関心も高まっています。このような状況は、今後もより加速していくことが考えられ、障がい福祉分野への影響も、2025年大阪・関西万博の開催などを契機に、より大きくなっていくと考えられます。
- そのような状況を勘案し、計画期間については、社会状況の変化に柔軟な対応ができ、一定期間の取組みの成果の検証ができるような期間が望ましいと考えています。なお、第5次障がい者計画については、このような状況を鑑み、令和8年度までの期間で策定されています。併せて、本計画の上位計画である国の「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の計画期間（令和5年度から5年間）や文化芸術基本法、大阪府文化芸術振興条例に基づく「文化振興計画」（令和2年度から5年間）との整合性を図ることも必要です。
- 以上のことから、本計画の計画期間については、令和6年度から令和8年度までの3年間とし、第5次大阪府障がい者計画の計画期間終期に合わせるとともに、関係計画との整合性を図りつつ、今後の社会状況の変化に柔軟に対応できる計画とします。なお、計画期間内であっても、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて本計画の内容を見直します。

(6) 計画の推進体制

- 本計画は、第5次大阪府障がい者計画に編綴するとともに、大阪府のホームページに掲載し、市町村をはじめ、様々な関係者に周知等を図ります。
- 大阪府においては、関係部局が連携しながら、本計画を推進し、障がいのある人の文化芸術活動推進施策の充実を図ります。

- また、本計画の進捗状況等について、毎年度、大阪府障がい者施策推進協議会文化芸術部会に報告し、点検、助言等を受けるなど、障がい当事者を中心に関係者の意見を大切にしながら本計画の推進を図っていきます。

2 大阪府における障がい者文化芸術活動について

- 平成13年度から国の障がい者文化芸術拠点であるビッグ・アイ等との連携の下、文化芸術分野における障がいのある人の活動支援に取り組み、当該支援に関する幅広いネットワークの構築や様々なノウハウの蓄積を図ってきました。
- 令和3年（2021年）には、東京オリンピック・パラリンピック2020が開催され、パラリンピック開閉会式では、多くの障がいのあるダンサーなどがそれぞれのパフォーマンスを披露されました。パラリンピアンをめざす人や、障がい者スポーツに関わっている人のみならず、ダンス等を披露し活躍した障がいのあるパフォーマーにも全世界の人々が注目する機会となりました。これを好機とし、共生社会の構築を図るため、大阪府においても、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした文化プログラム（beyond2020）や、日本博2.0との連携を展開してきました。
- また、令和7年（2025年）には、「いのち輝く未来社会のデザイン」がメインテーマである2025年大阪・関西万博が開催されます。開催地である大阪府として、当万博は、障がいのある人自らが、舞台上では表現者としてのみならず、ときに指導者になることも含め、様々な立ち位置で、障がいのない人と共に参画することを通じて、とりわけ文化芸術分野においては障がいがある人もない人も共にいのち輝けることを、府民のみならず世界に向け発信していく好機となります。
- 今後も切れ目なく2025年大阪・関西万博とその後のさらなる発展につなげられるよう、障がいのある人の文化芸術活動を推進していくことが重要です。東京オリンピック・パラリンピック2020におけるレガシーを、文化芸術活動においても継承し、2025年大阪・関西万博でも発揮するなど、共生社会の実現を図っていきます。
- そのためにも、国の第2期基本計画でも触れられているように、関係機関との連携や人材育成において、支援センターとのさらなる連携が重要となります。大阪府においては、大阪府の支援センターであるビッグ・アイとの連携について、地域での取り組みがさらに進められるよう、大阪府と培ってきたノウハウを活用しながら有機的なネットワークを構築し、事業を推進するなどの充実を図ります。

3 計画の基本方針

- 計画を推進するためには、障がいのある人の主体性を最大限に尊重しながら、「文化芸術」に関する表現活動の場や創作・発表の機会等に誰もが参画することができ、障がいのある人が望む場合には市場への挑戦も可能となる環境づくりを進める必要があります。
- また、これら施策を展開する上では、関係所管課や他機関と連携するとともに、参画した人がつながり続けられるよう、中間支援の役割も求められます。そして、表現者のみならず、これら環境づくりを担う人材育成を進めていくことも必要です。
- このような観点から、以下の4つの基本方針を示します。

(1) すそのをひろげる（場・機会等の創出）

本来、「障がい」のない世界である「文化芸術」に、誰もが参画可能な場・機会等の創出をさらに進めます。

(2) たかみをめざす（市場への挑戦）

「文化芸術」の分野において、アーティスト・パフォーマー及びその作品・パフォーマンスの芸術的・市場的な評価が適正に行われる環境づくりを進めます。

(3) 他分野他機関連携、中間支援充実

より多くの人により多くの主体（文化芸術団体や文化施設、福祉団体や福祉施設、教育機関、企業等の民間事業者、非営利団体、行政等）による「場・機会の創出」「市場への挑戦」などの取組みに参画するため、関係所管課や他機関と連携しネットワーク化を図るとともに、中間支援を展開します。

(4) 人材育成

「文化芸術」の分野で活躍するアーティスト・パフォーマーのみならず、「文化芸術」分野において障がいのある人が主体的に活動できる環境づくりを担う、いわば伴奏者ともいうべき人材の育成を図ります。

障がい者による文化芸術活動については、近年、障がい福祉分野と文化芸術分野双方から機運が高まっており、平成 30（2018）年に、障害者文化芸術推進法が成立しました。

国における障がい者施策は、国際連合が定めた「国際障害者年（昭和 56（1981）年）」を契機に、大きく推進され始め、平成 7（1995）年に策定された「障害者プラン」においては、障害者の生活の質の向上を目指し、芸術・文化活動の振興も施策の一つとして掲げられ、その後の「障害者基本計画」においても文化芸術活動の振興が施策の一つとして位置づけられてきました。平成 13（2001）年には「国連・障害者の十年（昭和 58（1983）年～平成 4（1992）年）」を記念し、国は、国連の精神である障害者の完全参加と平等の実現を図り、障害者の国際交流や芸術・文化活動の場、また、広く国民の参加する交流の場として「国際障害者交流センター」を大阪府に設置し、同センターを会場として「第 1 回全国障害者芸術・文化祭」が開催されました。その後、厚生労働省は平成 24（2012）年に、全国障害者芸術・文化祭を、原則として「国民文化祭」と同一都道府県で開催することと定め、平成 29（2017）年度の奈良大会からは、両文化祭の会期も同一となり一体的に開催されています。

文化芸術施策においても、平成 13（2001）年に成立した「文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号）」で、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることが規定され、同法を受けて平成 23（2011）年に制定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 3 次基本方針）」では、文化芸術は子ども・若者や、高齢者、障害者、失業者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会的基盤となり得るものであり社会包摂の機能を持つということが明示されました。

その後、平成 29（2017）年に文化芸術振興基本法を改正して制定された「文化芸術基本法」においては、年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、文化芸術の機会を享受することができるような環境の整備を図ることが基本理念として示され、これを受けて平成 30（2018）年に制定された「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」においても、文化芸術による社会包摂の推進や障害者による文化芸術活動の推進環境の整備等が重要な施策として位置づけられたところです。

国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）は、「国連・障害者の十年（1983～1992年）」を記念して、2001年（平成13年）に厚生労働省（当時は厚生省）が、障がい者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボリックな施設として設置しました。

当該施設は、大阪府において、障がい者や高齢者などあらゆる人々にとって利用しやすいまちづくりのモデルとして周辺地区と一体的に整備されました。

ノーマライゼーションの理念にのっとり、障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会をめざし、障がい者が自ら行う国際交流活動や芸術・文化活動の場として、また、障がい者のみならず、広く国民の参加する交流の場として整備され、それらの活動を通じ、障がい者の自立と社会参加を促進しています。

ビッグ・アイの基本理念は3つあります。一つめは、「障がい者が主役」であるということ。障がい者が、サービスを受ける側に立つだけではなく、事業企画や事業運営などあらゆる場面で主役となる施設をめざします。二つめは、「芸術・文化活動や国際交流を通して障害者の社会参加を促進する」こと。世界各国・地域の障がい者や関係機関との国際交流を促進します。また、障がい者自らが、芸術・文化活動を実践することを通して、社会参加を促進します。三つめは、「多くの人に親しまれる施設」であること。共生社会のモデルとなるよう、障がい者のみならず広く障がいのない人の利用も促進し、交流と相互理解の場とするとともに、共生社会の理念の普及啓発や社会教育についても充実していきます。

ビッグ・アイでは施設の理念に基づいた事業として、「国際交流・国際協力」「障がい者の芸術・文化の発信」「全ての障がい者の交流」「大規模災害時の後方支援」の4つのカテゴリーの事業を展開しています。

愛称「ビッグ・アイ（Big-i）」は、「大きな「i」を示しており、「大きな私（I）」「大きな自立（Independence）」「大きな情報（Information）」「大きな交流

（Intercommunication）」「大きな国際的（International）」の5つの意味を込めて名付けられました。

施設は、宿泊設備、多目的ホール（最大1,500名（車いす利用の場合は、通常席約1000席・車いす席最大300席）収容可能な大ホール）、研修室、宿泊設備、レストラン（点字メニュー、持ちやすい形状のスプーン、きざみ食対応等）などを備え、宿泊施設やレストランは、障がい者の就労支援の場としても活用されています。大阪府は、障がい者文化芸術活動について、同センターに事業委託し、府内の障がい者文化芸術活動の舞台芸術、アート活動の推進について連携実施しています。



4. 個別の施策の推進方向

(1) 文化芸術の鑑賞・創造・作品等の発表の機会の拡大

- 大阪府における文化芸術の鑑賞、創造、発表など多様な機会の創出については、障がいのある人の個性・主体性を最大限に尊重しながら、本来、「障がい」のない世界である「文化芸術」に、誰もが参画可能な場・機会等の創出をさらに進め、障がいのある人が望む場合には芸術的・市場的な評価が適正に行われる環境づくりを進めます。
- そして、障がいはもちろん、文化・言語・国籍・老若男女といった差異に関わらず、誰もがストレスなく快適に施設を利用したり、製品を使用したり、安全かつ自由に移動し、求める情報にアクセスできる環境が整備されることで、個々の能力を活かして、自らの描くライフスタイルどおりに活躍できる社会をめざします。
- 具体的には、「大阪府ユニバーサルデザイン推進指針」に基づく施策の充実等により、ユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、文化芸術の鑑賞・創造・作品等の発表の機会の拡大といった面においても、心のバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりの観点からの取組みを通じて、オール大阪でハードとソフトの両面から地域での快適な環境の整備を図ります。
- とりわけ、ソフト面の充実については、障がいのある人が主体的に参加し、学ぶことができる体験型プログラム等の様々な取組みや、関係機関等と連携したアウトリーチ活動などそれぞれの機関が主体的に取り組む文化芸術活動等を通じて、創造活動、発表機会、学びの促進等の環境整備を図ります。
- また、全ての障がいのある人が公共施設や公共交通機関等を円滑に利用できるよう、より一層のバリアフリー化や、誰にでもわかりやすい設備や表示のユニバーサルデザインの促進に取り組むとともに、障がいのある人が利用しやすい設備の確保や情報提供など、障がいのある人の安全で安心な地域生活を支えるための環境整備を進めます。
- 意思疎通支援の中核拠点である「府立福祉情報コミュニケーションセンター」においても、盲ろう者、視覚障がい者、聴覚障がい者及び失語症者などへの意思疎通支援や情報保障の充実に取り組むことにより、障がいのある人の文化芸術を通じた社会参加促進を図ります。
- さらに、障がいのある人に配慮した鑑賞のサポートや発表機会の提供等を積極的に実施する団体・文化施設・企業・芸術家・学校・社会福祉施設・NPO等についてホームページへの掲載等を検討します。

- 加えて、障がいのある人の文化芸術活動において、新しい価値の創出につながる取組み事例、障がい特性に応じた課題解決の在り方等を国が調査する際は、調査へ協力するとともに、大阪府においても、障がいのある人の文化芸術活動の様々な取組み事例の調査等を実施します。
- また、同時に、各地域の美術館、博物館、劇場、音楽堂等の文化施設や公民館等の社会教育施設について、障がいのある人が創造活動を行う際に、円滑に利用しやすい運営を促進することも必要です。
- 障がいのあるなしに関わらず、2025年大阪・関西万博及びその後のさらなる発展をめざし、障がいのある人が主体的に活躍できるための鑑賞、創造、発表の機会を創出する具体的な施策を展開してまいります。

(2) 作品における芸術的・市場的に適正な評価、販売に係る支援等

- 大阪府では、文化芸術分野での国内外のイベント等において、鑑賞・創造・発表の機会の確保や人材の育成・交流促進を通じた理解増進に加え、芸術的・市場的评价の向上を図ることを検討するなど、適正な芸術的・市場的评价等により、就労だけでなく障がいのある人の活躍の場の創出を支援します。そして、障がいのある人の文化芸術作品の販売等に関する相談支援・人材育成・ネットワーク化を図ります。
- また、芸術的・市場的に適正に評価された障がいのある人の作品等について適切に記録及び保存が行われるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずることも大切です。美術、実演芸術等の作品のアーカイブは、新たな文化や価値を創造していくための社会的基盤となるものです。障がいのあるアーティストの作品についても、将来にわたって保存・継承を図ることが重要であることを踏まえ、大阪府においては、障がいのある人の作品の収集、保存や、デジタルアーカイブ化等を情報保障等に配慮して促進することを検討します。
- さらに、国が、地方公共団体等と連携し、地域における障がいのある人の作品や障がいのある芸術家等に関する情報を収集・発信するとともに、それらの情報が有効に利活用されるよう全国的なネットワーク等と連携するなどの環境整備の促進を図る際は、国と連携し、他府県等とのネットワーク化を図ります。

(3) 権利保護の推進

- 作品のデジタルアーカイブ化や権利保護の推進においては、作者の権利保護などに関する知識の普及・意識向上を図ります。

- また、障がいのある人の文化芸術活動においては、文化庁ホームページなどを利用し、作者の権利行使や権利保護に関する知識及び関連する制度や手続き等の普及と意識の向上を図ります。

(4) 文化芸術活動を通じた交流の促進

- 障がいのある人による文化芸術活動を通じた交流等を促進することは、府民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与することから、障がいのある人が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組みを支援するといったような、障がいのある人による文化芸術活動を通じた交流促進を講じることが大切です。
また、教育機関や福祉施設等と連携しつつ、障がいのある人による文化芸術活動にかかる教育及び研究等を促進することも必要です。
- 大阪府においては、支援学校等における文化芸術の鑑賞、体験、交流等の機会を充実させることにより、障がいのある人の文化芸術の鑑賞、創造、作品の発表の機会等について、参画機会の拡大を図ります。
- また、スポーツ・文化芸術関連施設や生涯学習センターや図書館・公民館などの社会教育施設等の活用も必要です。学校から社会への移行期や生涯の各ライフステージにおける文化芸術活動を含む様々な学びについて、障がいのある人だけではなく、家族も一緒に様々な学びの場に参加できるようにすることによって、家族へのサポートにもつながっていくことも期待されます。

(5) 相談体制の整備、人材育成、関係者の連携協力

- 大阪府は広域自治体として、地域での取り組みがさらに進められるよう、大阪府と支援センターであるビッグ・アイが培ってきたノウハウを活用しながら有機的なネットワークを構築し、人材育成を図っていくことが大切です。
- そして、障がいのあるアーティスト、パフォーマーの人材育成が望まれるとともに、障がいのある人による文化芸術活動を理解し、鑑賞や創造、評価など様々な場面で、適切に支援ができる人材や、地域におけるコーディネーターや、教育機関等との連携による教育や研究の充実を促進する専門的人材など、多様な人材の育成が求められています。大阪府においては、他分野の関係機関等と連携しながら、「文化・芸術」の分野で活躍するアーティスト・パフォーマーのみならず、これら環境づくりを担う、いわば伴奏者ともいふべき人材の育成を図ります。
- 前述の全ての施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障がいのある人による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制が必要です。大阪府においては、

文化分野をはじめとした他分野の関係機関と連携することが重要であると考え、庁内関係所属や、市町村などの自治体や教育機関、企業を含めた各関係機関と連携します。

- そして、これらの推進により、より多くの人により多くの主体によるこれらの取組みに参画しつづけられるよう、中間支援を展開し、府内で独自に活動する民間事業者やアーティストの有機的なネットワーク化を図るとともに、大阪府の取組みと民間事業者等の取組みとが、「仕組み」として連携できるような環境づくりを進めていきます。
- とりわけ、2025年大阪・関西万博及びその後のさらなる発展において、障がいのある人が主体的に参画できるよう、大阪府と培ってきたノウハウを有効に活用し、支援センターと連携のうえ、関係機関が一丸となり、取り組んでまいります。
- 加えて、文化芸術活動を支える関係機関などで構成される意見交換の場を設置し、障がいのある人の文化芸術を取り巻く状況や文化芸術振興に向けた課題の共有等を図ります。

(6) まとめ

- 大阪府においては、これらの取組みを多角的に推進することにより、本来、「障がい」のない世界である「文化芸術」に、誰もが参画可能な鑑賞・創造・作品の発表等の創出をさらに進めます。そして、「文化芸術」を通じて障がいのある人が主体的に活動できる環境づくりを進めるとともに、障がいのあるなしに関わらない社会づくりを進めていきます。

障害者による文化芸術活動の推進に当たっての意義と課題

文化芸術は、新たな価値を社会に生み出すとともに、多様性を尊重し他者との相互理解を進める力を持っている。

障害者が生み出す文化芸術活動には、作品や成果物にとどまらず、表現や創造の過程に魅力があるもの、既存の文化芸術に対して新たな価値観を投げかけるものも多く存在する。また、視覚障害者による美術鑑賞など、従来の参加方法や既存の芸術理解を揺さぶる多様な在り方を示唆するものもある。

障害者による文化芸術活動は、それまで見えづらかった障害者の個性と能力に気づかせるだけでなく、障害者を新たな価値提案をする主役として位置づけ、障害の有無にかかわらない対等な関係を築く機会を提供する。また、障害者のアイデンティティ形成、自己肯定感の向上や、自己表現及びコミュニケーション能力の拡大に大きな成果をもたらすと同時に、障害者を取り巻く家族や支援者の考え方を前向きにするなど、障害者本人だけでなく、周りの人々の人生や生活を幸福にするとともに、地域における多様な人々をつなぐことにより、共生社会の実現に寄与するといった報告もされている（注1）。

一方で、障害者による文化芸術活動においては、活動の際に生じる制限や障壁、文化・福祉・教育等関連分野の縦割り、障害者本人に十分な支援や情報が届かない、本人の意思が尊重されない、などの様々な課題もある。

現状では、このような実態について全国的に把握し、課題や改善策を明らかにするための基礎調査も十分であるとはいえない。また、障害者による文化芸術活動を推進することは、ともすれば「障害者の文化芸術」という分類・枠組みがあるという印象を強め、その他の文化芸術活動との分断を生じさせるのではないかと懸念があることにも留意する必要がある。

本来、文化芸術活動においては、障害の有無に関わりなく、誰もが対等に享受・創造する権利をもっている。しかし、現状では障壁や制限、それによる負担も生じているため、これらを解消するための具体的な対応が必要となっている。障害者による文化芸術活動の推進は、現在生じている文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するためのものであり、文化芸術活動全般の推進や向上に貢献し、我が国に新しい価値の提案をもたらすと同時に、共生社会の実現に寄与するものである。

（注1）平成29年度障害者芸術文化活動普及支援事業報告書

5. 具体的な取組みと目標

具体的な取組み

○スポーツ・レクリエーション、芸術・文化活動の促進(自立支援課)

障がい者理解の促進を図る観点から、以下の取組みを進めます。

- ・国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)と連携した幅広い障がい者の文化芸術活動の支援、大阪府障がい者スポーツ大会の開催・全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣等
- ・障がい者スポーツの支援や振興を担う人材の養成や派遣のほか、府立支援学校や、市町村、障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体や地域の障がい福祉サービス事業所等との連携等
- ・府立障がい者交流促進センター・府立稲スポーツセンターの運営等
- ・企業やトップアスリート等と連携した障がい者スポーツの普及啓発のほか、より多くの府民が障がい者スポーツを「ささえ」仕組みづくり
- ・府内のスポーツ施設において障がい者の利用が進むよう設置者の理解を深める広報・啓発

○芸術・文化活動への支援と自己実現機会の提供(自立支援課)

障がい者の個性・主体性を最大限に尊重し、他分野の関係機関等と連携しながら、以下の観点により施策を推進します。

・場・機会の創出

本来、「障がい」のない世界である「文化芸術」に、誰もが参画可能な場・機会(鑑賞機会、表現活動や創作の場、発表機会)等の創出をさらに進めます。

とりわけ、ソフト面の充実については、障がいのある人が主体的に参加し、学ぶことができる体験型プログラム等の様々な取組みや、関係機関等と連携したアウトリーチ活動などそれぞれの機関が主体的に取り組む文化芸術活動等を通じて、創造活動、発表機会、学びの促進等の環境整備を図ります。

・市場への挑戦

「文化芸術」の分野において、アーティスト・パフォーマー及びその作品・パフォーマンスの芸術的・市場的な評価が適正に行われる環境づくりを進めます。

・人材育成

広域自治体として、他分野の関係機関等と連携しながら、「文化芸術」の分野で活躍するアーティスト・パフォーマーのみならず、「文化芸術」分野において障がい者が主体的に活動できる環境づくりを担う、いわば伴奏者ともいうべき人材の育成を図ります。

・中間支援の展開

府内で独自に活動する民間事業者やアーティストの有機的なネットワーク化を図るとともに、府の取組みと民間事業者等の取組みとが、「仕組み」として連携できるような環境づくりを進め、必要に応じ、国に制度改善等を求めています。

○2025年大阪・関西万博に向けた取組み(自立支援課)

2025年大阪・関西万博及びその後のさらなる発展をめざし、障がいのある人が主体的に活躍できるための鑑賞、創造、発表の機会を創出する具体的な施策を展開します。

障がいのある人が主体的に参画できるよう、支援センターと連携のうえ、関係機関が一丸となり、取り組みます。

○表彰や公表の機会の検討(自立支援課)

障がいのある人に配慮した鑑賞のサポートや発表機会の提供等を積極的に実施する団体・文化施設・企業・芸術家・学校・社会福祉施設・NPO等についてホームページへの掲載等を検討します。

○取組み事例の調査等の協力(自立支援課)

障がいのある人の文化芸術活動において、新しい価値の創出につながる取組み事例、障がい特性に応じた課題解決の在り方等を国が調査する際は、調査へ協力するとともに、大阪府においても、障がいのある人の文化芸術活動の様々な取組み事例の調査等を実施します。

具体的な取組み

- 意見交換の場の設置等(自立支援課)
文化芸術活動を支える関係機関などで構成される意見交換の場を設置し、障がいのある人の文化芸術を取り巻く状況や文化芸術振興に向けた課題の共有等を図ります。
- 第5次文化振興計画の推進(文化課)
子ども、高齢者、障がい者、外国人など、あらゆる人々が文化芸術を鑑賞、参加、創造できるような機会のさらなる充実に取り組めます。
- 文化財保存活用大綱の実現(文化財保護課)
地域をはじめ様々な人の関わりを得ながら、文化財を守り、伝え、活かす取組を行い、あらゆる人が地域の歴史を身近に感じ、親しむことができる大阪を実現します。
- 先進技術の活用による意思疎通支援の充実(障がい福祉企画課、自立支援課)
■ 先進技術の活用による意思疎通支援の充実した「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター」を中核にして、意思疎通支援の必要な障がい者に対して、盲ろう者通訳・介助や手話、要約筆記、点訳・朗読などの意思疎通支援や情報保障を展開します。
- ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進(府民文化総務課、福祉総務課、障がい福祉企画課、道路室道路環境課、交通戦略室交通計画課、公園課、都市整備(建築)総務課、建築指導室建築企画課、公共建築室計画課)
大阪府ユニバーサルデザイン推進指針に基づき、心のバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりの観点から取組を進めます。
■ バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例に基づく建築物のバリアフリー化
バリアフリー法や大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化を推進します。
- まちのバリアフリー情報の提供(建築企画課)
鉄道駅や公共施設等におけるエレベーターや車椅子利用者用便房等のバリアフリー情報について、利用者があらかじめ入手することが重要であるため、バリアフリー情報の更なる充実に努めます。
- 文化芸術活動に関する情報提供の充実(自立支援課)
関係機関等と連携し、文化芸術活動に関する情報提供の充実に図ります。
- 障がい者の学習機会の充実(地域教育振興課)
図書館や公民館等社会教育施設において障がいのある人が参加しやすい講座や障がいのある人とない人がともに学ぶ機会を充実するよう促します。
- 障がい者の学校卒業後の学びの場の公表(自立支援課)
障がい者の学校卒業後の選択肢の一つとして、将来の自立した生活に向けた対人関係やコミュニケーション力などを学ぶことができる、府内の障がい者福祉サービス等を活用した学びの場の周知に努める。
- 支援学校の社会参加の促進(支援教育課)
支援学校等における、文化芸術の鑑賞、体験、交流等の機会を充実させることにより、障がいのある人の文化芸術の鑑賞、創造、作品の発表の機会等について、参画機会の拡大をはかります。
- 適正な評価や販売等に係る支援(自立支援課)
「文化芸術」の分野において、国内外を問わず、アーティスト・パフォーマー及びその作品・パフォーマンスの芸術的・市場的な評価が適正に行われる環境づくりを進めます。
障害のある方の文化芸術分野におけるアーティストの作品販売、指導できる立場等に係る支援(アーティストが通う事業所等への支援を含む)を行います。
- 視聴覚障がい者等に対するコミュニケーション支援等の充実等(自立支援課)
令和2年6月に運営を開始した「府立福祉情報コミュニケーションセンター」を中核拠点として、盲ろう者、視覚障がい者、聴覚障がい者及び失語症者などの意思疎通支援等に取り組んでいきます。
意思疎通支援の必要な障がい者にとって、盲ろう者通訳・介助や手話、要約筆記、点訳・朗読などの意思疎通支援や情報保障を展開します。